

紹介手数料に関する覚書

本書文末記載の甲と ReSein 株式会社（以下「乙」という。）とは、●年●月●日付にて甲乙間で締結した有料職業紹介基本契約（以下「本契約」という。）第4条に基づき、紹介手数料に関して以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結するものとする。

第1条（紹介手数料）

1 甲は、乙が紹介した求職者（以下「丙」という。）を採用するにあたり、乙が行ったサービスに対する報酬として、以下の紹介手数料に消費税を加算した額を支払う。

・1名当たり：一律金●円

2 丙が、甲に入社後、明らかな本人の責による解雇や自己都合（ただし、死亡、傷病による場合を除く。）により、次に定める期間内に退職した場合は、乙はその期間に応じて甲より受領した紹介手数料を返還するものとする。なお、当該返還に係る振込手数料は、乙の負担とする。

入社後 1 か月以内 ： 紹介手数料の 80%相当額を返還

入社後 1 か月超～3 か月以内 ： 紹介手数料の 50%相当額を返還

入社後 3 か月超～6 か月以内 ： 紹介手数料の 20%相当額を返還

第2条（支払日）

甲の乙に対する紹介手数料の支払期日は、甲に入社した日の属する月の翌月末日限りとするものとする。

第3条（請求及び支払方法）

乙は、甲に前条の支払日の30日前までに請求書を発行するものとし、甲は、乙に当該請求について第1条に定める紹介手数料に消費税を加算した額を、乙の指定する下記金融機関の口座に振込むことにより一括にて支払う。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とするものとする。

金融機関名：りそな銀行

支店名：池袋支店

口座番号：5383855

口座名義：レザイン(カ)

第4条（離職者の調査）

甲は、乙の職業紹介により、甲と丙間で労働契約を締結した後において、乙が職業安定法第32条の16第3項、職業安定法施行規則第24条の8第3項及び第5項の規定に基づき実施する早期に離職した者（期間の定めのない者のうち就職した日から6ヶ月以内に解雇以外の理由で

離職した者）に関する調査について協力するものとする。

第5条（反社会的勢力との関係の排除）

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という。）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約又は本覚書を解除することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の規定により本契約又は本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。ただし、本契約又は本覚書を解除した者からの損害賠償請求は妨げない。

第6条（協議事項）

甲及び乙は、本覚書に定めのない事項、又は本覚書の解釈につき生じた疑義について、誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。ただし、本覚書を電子契約にて締結した場合には、本覚書の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

年 月 日

甲：住 所

: 名 称

印

乙：住 所

東京都豊島区東池袋 3-9-12

ニットービル 9 階

: 名 称

ReSein 株式会社

代表取締役

竹本 大智

印